

## 令和6年度事業承継マッチング支援事業業務委託 企画提案募集要領

### 1 業務の名称

令和6年度事業承継マッチング支援事業業務委託

### 2 業務の趣旨・目的

県内商店街の空き店舗の解消に向け、マッチングサイトを活用して、県内商店街において後継者不足に直面する事業者等（以下、「後継者不在事業者」）と、事業や店舗を譲り受けたい県内外の事業者等（以下、「事業承継希望者」）とのマッチングを支援し、商店街の活性化を図ることを目的とする。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

#### (2) 業務概要

別添仕様書のとおり

#### (3) 契約上限額

2,773,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

#### (1) 法人であること

#### (2) 次の各号のいずれにも該当しないこと

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 鹿児島県の役務の提供等の業務に係る入札参加資格業者である場合には、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要領（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者
- ・ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要領（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体

## 5 企画提案書等の作成及び提出方法

### (1) 参加申込書の提出

本企画提案への参加希望者は、参加申込書（様式1）を令和6年6月14日（金）17時（必着）までに郵送、持参又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

ただし、電子メール又は郵送にて提出する場合は、提出後に必ず電話により、参加申込書が到達したか確認すること。

### (2) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

#### ① 企画提案書（表紙）（様式2）

法人（団体）名、住所、代表者、担当者名を記載し、法人登記印を押印すること。

#### ② 企画提案書（詳細内容）（任意様式）

- ・ 企画内容及びスケジュール等を示すこと。

※ 事業を効果的に実施するため、スケジュールについては少なくとも以下の条件は満たすこととする。（7月初旬までには契約を行う想定）

ア 各地域での事業説明会・・・8月下旬までに実施

イ 特設ページ開設及び事業者掲載開始・・・9月下旬までに実施

→ 鹿児島県特設サイトへの掲載件数は、令和6年11月末までに20件程度を目標とし、マッチングの支援件数は、委託期間終了までに10件程度を目標とする。

- ・ 仕様書の内容を踏まえ、提案内容を具体的に示すこと（企画内容、実施方法、周知方法、関係機関との連携イメージ等）。また、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

※ 特に掲載事業者（後継者不在事業者）の募集方法については、いかに効果的に掲載事業者の掘り起こしを行うかなど、詳細に示すこと。

- ・ 追加提案

本仕様書に定めのない事項であっても、知名度の高い他サイトでの本事業の紹介・広告掲載や事業承継にかかるより効果的な取組みなど、本県事業の充実・促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し、実施する場合がある。この場合、県と協議の上、実施するものとする。

- ・ 事業効果を高めるための工夫について記載すること。

- ・ 鹿児島県特設サイトの利用に係る費用負担等の条件面，事業承継当事者に対する事業承継に係る契約締結及びアフターフォローまでの支援機関による支援の具体的な内容等（後継者不在事業者，事業承継希望者に対するサービス内容等）を記載すること。
  - ・ 掲載事業者に対する掲載情報の作成支援や，双方が安心して合意できるよう，事業承継に係るお試し期間を設けるなど，後継者不在事業者及び事業承継希望者が参加しやすくなるような提案を記載すること。
  - ・ 委託期間終了後の特設サイトの取り扱いについて，記載すること（特設サイトの継続運用の可否，年度末時点でマッチングが成立しなかった掲載事業者の取扱い等）
- ③ 業務実施体制書（任意様式）  
本業務を実施するにあたっての人的体制を示すこと（氏名，役職，業務分担内容など）。
- ④ 法人概要書（任意様式）
- ・ 代表者，所在地，事業内容，役員等を記載すること。
  - ・ 組織体制（設立年，従業員数等），経営状況，事業内容，過去の国や地方自治体からの受託事業実績（業務名，実施主体，契約金額，契約期間，業務内容等），業務受託にあたってのセールスポイント等を記載すること。
  - ・ 法人登記簿謄本（3カ月以内に発行されたもの）を添付すること。
- ⑤ 参考見積書（任意様式）  
事業費の総額，内訳を明記すること。  
なお，正式な見積書については，審査の結果，受託候補者として選定された者に改めて依頼する。
- ⑥ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書（様式3）  
鹿児島県警察本部に照会するために使用するが，鹿児島県の入札参加資格者名簿に記載されている場合は，役員名簿の提出を不要とする。
- ⑦ その他参考資料（任意様式）

#### イ 提出部数

①～⑤及び⑦は6部，⑥は1部とする。

※ ①及び④に添付する法人登記簿謄本は，原本1部，写し5部とする。

#### ウ 提出の条件

- ・ 提出する書類は，A4サイズとすること。
- ・ 提出する全ての書類は，2穴パンチをあげ，カバーをつけないこと。
- ・ 企画提案書の提案は，1者につき1案に限ること。
- ・ 提出された企画提案書は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。

- ・ 採用された企画提案書の使用权は県に帰属する。
- ・ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ・ 企画提案書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ・ 提出書類の提出後の辞退は認めない。
- ・ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・ 必要により追加資料の提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ・ 企画提案書は、受託者選考等、必要な範囲において複製することがある。
- ・ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、開示対象となる場合がある。

#### エ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送により提出した場合は、提出した旨を電話で連絡すること。

#### オ 提出期限

令和6年6月21日（金）17時必着

## 6 質問の受付

### (1) 提出方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式4）を作成の上、電子メールにて送付すること。

なお、メールの件名は「【質問書】事業承継マッチング支援事業（会社名）」とすること。

### (2) 質問受付期限

令和6年6月7日（金）17時必着

※ 質問書を提出した後は、電話にて到着確認をすること。

### (3) 回答

質問に対する回答は、質問者含む参加申込の意思表示があった事業者全員に対して令和6年6月12日（水）までに電子メールで回答する。

## 7 審査・選考

(1) 提出された企画提案書に対する選定委員会を開催し、書類審査の上、最も優れた企画提案者を受託候補者として決定する（プレゼンテーションは行わない）。

### (2) 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に

定めるものとする。

ア 趣旨・目的の理解に関すること

(事業の趣旨・目的を理解し、充実した提案内容となっているか。)

イ 実施体制等に関すること

(業務遂行能力、事業実施体制、事業実績)

ウ 事業の内容に関すること

(企画内容、実施方法、スケジュール、周知方法等)

エ 関係機関との連携に関すること

(関係機関と連携が図れる内容となっているか)

オ 事業金額、費用の積算について

(事業金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっているか)

(3) 選考結果

選考結果は、すべての提案者に対して文書にて通知する。

なお、選考結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(4) その他

審査は、提出された企画提案書による書面審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 8 契約の締結

(1) 委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、受託候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととする。

(2) 受託候補者との契約が不調に終わった場合、次点とされた者を受託候補者とする場合がある。

## 9 実績報告書の提出・経費の支払等

(1) 契約を締結した事業者は、事業完了後、次の各号の書類を提出し、県の完了検査を受けるものとする。

ア 実績報告書

イ 収支報告書

ウ その他必要書類

(2) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、鹿児島県に帰属する。

(3) 事業費の請求及び支払

完了検査に合格したものに限り契約額の支払いを行う。

(4) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、完了検査等を行う場合があ

るため、書類は適切に保管すること。

#### 10 スケジュール

	内 容	日 時
1	企画募集開始	令和6年5月24日（金）
2	質問受付期限	令和6年6月7日（金）17時
3	質問回答	令和6年6月12日（水）
4	参加申込書提出期限	令和6年6月14日（金）17時
5	企画提案書等提出期限	令和6年6月21日（金）17時

#### 11 提出先及び問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課商工振興班

担当：海陸

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

電話：099-286-2931

Mail：[shogyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:shogyo@pref.kagoshima.lg.jp)